

第7期上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）パブリックコメントの意見内容と回答について

平成29年12月28日（木）～平成30年1月29日（月）にパブリックコメントを実施したところ、1名の方から3項目のご意見が寄せられました。寄せられたご意見及びそれに対する町の考え方を公表いたします。

（反映状況の区分）

A：意見を反映し、案を修正した

D：意見を反映できなかった

B：既に案で修正済み

E：その他

C：実施段階または次の改定で参考としていく

NO	頁	寄せられたご意見の内容	上里町の考え方	区分
1	74ページ	○「5. 認知症施策の推進」 「認知症には若年性認知症や高次脳機能障害に伴う認知症もあります。」と記されている部分を、定義に基づいて誤解のない記述に改めてください。	「認知症には、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、若年性認知症、脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害を伴うもの等ありますが、…」に改めました。	A
2	74ページ	○「5. 認知症施策の推進」 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援策として、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害）としての適切な診断につなげ介護保険担当課と障害福祉担当課が連携して支援をしていく、といった具体的な施策を記してください。	認知症施策の推進には第2号被保険者が含まれません。 また、適切な診断につなげることにつきましてはP75（2）認知症初期集中支援チームの運営の説明文に記載しております。関係部署との連携については「医療と介護、保健、障害福祉の関係部署と連携し、…」に改めました。	A
3	80ページ	○「1. 家族介護支援事業（1）認知症高齢者見守り事業」 事業の対象に、若年性認知症や高次脳機能障害の当事者の方やそのご家族を含めてください。	認知症高齢者見守り事業の対象者はP74の記載の通りとし、P75（2）認知症初期集中支援チームの運営の説明文の中に書いてある通り、本人だけでなく家族への支援も行っていきます。	E